

令和7年度 事業計画

《基本事項》

今日の地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少・地域社会や家族形態の変容と価値観の多様化などにより大きく変化し、地域での生活・福祉課題は複雑化・多様化しています。また、物価の高騰や単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化等が続く中、生活困窮や孤独・孤立などの問題はますます深刻化しています。

こうした中で、誰もが地域社会の一員として、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、公的サービスの充実とともに、住民自身が地域生活課題を「我がこと」としてとらえ、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく“地域共生社会”の実現を目指した取組みとともに、“誰一人取り残さない”をスローガンに掲げる“SDGs”を意識した取組みが求められています。

福知山市社会福祉協議会では、こうした地域福祉の推進に向けた社会と時代の要請に向き合い、地域団体、ボランティア、福祉関係者、関係機関、企業・団体等とのつながりを活かしながら、「第4次福知山市地域福祉活動計画（令和5年度～9年度）」に基づく様々な事業や活動を通じて、誰もがお互いの人権や尊厳を大切に、自分らしく暮らしていけるよう、「話し合いから未来を創る」ふくしのまちづくりを進めてまいります。

そして、行政をはじめ関係機関、福祉関係者等と連携を図り、福祉の専門職同士が一体となって、複雑化・多様化する福祉課題への支援体制を強化するとともに、地域づくりにおいては、社協地区担当職員と各地域包括支援センターに配置する地域支援コーディネーターが一丸となって、更なる住民主体の地域福祉活動の支援体制を強化し、地域支援と個別支援の両面から地域における共生社会実現に向けた取組みを推進してまいります。

また、経済的困窮や孤独・孤立などの地域生活課題については、市内のNPOやボランティア等の団体と連携し、食の支援等を実施するとともに、引き続き「温ったか京都・寄り添いワーカー」を配置し、生活福祉資金の貸付や、新型コロナ特例貸付の償還相談のほか、アウトリーチによる生活全般の相談支援を行い、地域のセーフティネットの充実を図ります。また、福祉サービスの利用援助や法人後見の受任、ひとり暮らし高齢者等の支援、終活の支援等を推進します。

介護保険事業については、福祉・介護人材の確保が困難な中で物価高騰や、訪問介護事業における介護報酬引下げ等が相まって、事業運営は厳しい状況にあります。今後も安定的経営を継続し、地域福祉を推進していけるよう、人材の確保・育成と経営改善、信頼される事業運営に努めてまいります。

《重点項目》

1 市民参加の推進

地区福祉推進協議会、各ボランティア、各地域で実施されているサロンなどの活動を支援し、住民主体の「福祉のまちづくり」を推進します。より住みやすい地域づくりに向けて、住民一人ひとりが地域の支え手として主体的に福祉課題を解決していけるよう、「住民福祉懇談会」などの話し合いの場づくり等も行いながら、地域の実情に応じた諸活動を、地域や各関係機関・団体と連携・協働して推進していきます。

2 生活支援・介護予防サービス基盤整備事業

市内9圏域に配置している地域支援コーディネーター（第2層コーディネーター）と、社協地区担当職員が中心となり、担当圏域における地域福祉活動を支援します。また、生活支援コーディネーター（第1層コーディネーター）が、第2層コーディネーターとの情報共有や、地域支援にかかる活動や助言を行い、地域福祉推進に必要な市全体の社会資源の創出・開発、制度の仕組みの改善などにつなげます。

3 地区福祉推進協議会や地域福祉活動団体への活動支援

小学校区等を単位とした住民主体の福祉組織体である地区福祉推進協議会をはじめ、各地域で福祉の推進を目的に活動されている団体等の活動を支援します。地域ごとに地区担当職員と地域支援コーディネーターが連携を図りながら、積極的に地域に出向くことで、よりきめ細やかなつながりを持ち、地域づくり支援の強化を図ります。

4 ふれあいいきいきサロン活動の支援

高齢者や障害のある方、子育て中の親子等が気軽に集え、また、地域での支え合う関係づくりや見守りにつながる場として、サロン活動を支援します。運営の相談や活動費の支援、職員による出前講座等に取り組むとともに、各地区の活動の様子を情報誌や SNS 等で紹介します。また、サロン活動の活性化に向けて、活動者同士の交流や情報交換の機会創出に努めます。

5 福祉学習の推進

子どもから大人、高齢者、障害のある方など、すべての世代や多様な立場の方が、交流や触れ合いを通じて福祉を学べる機会をつくり、誰もがお互いを認め合い、安心して地域で暮らしていける地域づくりを進めます。学校や福祉施設、ボランティア団体、地域等と連携し、世代や立場を問わず、幅広い分野で楽しみながら学んでいただける参加型のイベントの実施や、「福祉学習プログラム」の提案を行います。

6 ささえあいパートナー事業

高齢者世帯など支援を必要とする方が増加する中、専門資格や高度なスキルを必要としない「ちょっとした困りごと」を地域の住民同士で支え合う活動を支援します。「地域をよくしたい」という住民同士の「思い」や「力合わせ」の輪を広げていけるよう、社協が活

動のコーディネートを行います。また、地域主体で行われているささえ合いの取り組みについても支援を行います。

7 ボランティアセンターの運営

ともに支え合い、交流し、心豊かに安心して暮らせる地域づくりに向けて、ボランティア活動の啓発や活動費の支援、ボランティアの養成に努めるとともに、相談体制を強化します。また、広く市民の方にボランティア活動を知っていただけるように、気軽に参加できる「場づくり」や、SNSなどを活用した効果的な情報発信を進めます。

8 災害ボランティアセンターの運営

常設型のセンターとして、災害時における市民生活の復旧・復興のために、平常時から災害ボランティアセンターの訓練・啓発、市民サポーターの養成に努めます。また、各地域に出向き、地域住民との協働による防災に関する学習や、気軽に参加できる防災に関する講座（防災ミニスクール）などの場づくりを行います。万一の災害時には、社協は、関係機関と連携しながら災害ボランティアと共に被災地住民への迅速で的確な復旧支援活動を行います。

9 災害時要配慮者避難生活サポーターの確保・養成事業

市の委託を受け、福知山市策定の要配慮者個別避難計画にもとづき、要支援者の方が福祉避難所（特別養護老人ホーム等）へ避難をされた後の、避難所での安心・安全な生活を支援する制度づくりを目指します。福祉避難所と連携を図りながら、福祉避難所において避難生活サポーターを受け入れていただくための体制づくり、また、福祉避難所近隣の地域住民を対象に避難生活サポーターの募集・養成、避難訓練を行います。

10 安心生活見守りキーホルダー事業

高齢者や障害のある方、認知症の症状がある方等でご希望される方にキーホルダーをお渡しし、外出先でのトラブル等の際にキーホルダーを目印として、個人の特定を容易にする仕組みで、緊急対応できる体制をとっています。警察や消防・医療機関とも連携し、地域での安心した暮らしの一助となるよう引き続き取り組みます。

11 権利擁護の推進

認知症や障害のために様々な生きづらさを抱える方のセーフティネットとなる社協として、誰もが社会から孤立することなく自立した生活を送れるよう、福祉サービス利用援助事業の実施、法人後見の受任を行うとともに、親族後見人・市民後見人支援などの相談及び支援体制の充実に積極的に取り組みます。

12 生活福祉資金貸付事業、特例貸付フォローアップ相談・支援事業

低所得者世帯、障害者、高齢者世帯等の安定した生活のために必要な資金の貸付の相談支援等に取り組みます。また、「温ったか京都・寄り添いワーカー」を配置し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急の特例貸付（令和4年9月末で申請受付終了）に関する償還相談のほか、物価高騰に伴う生活困窮等、生活課題に応じた支援を継続的に行います。

13 あんしん・みらい事業の推進

急な入院時などに頼れる親族のない高齢者や障害のある方が、安心して日常生活が送れるよう、十分な判断能力があるうちに契約により支援方法を決め、日常の見守りや死後事務等のサービスを提供する事業です。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な情報を集めた講座「おいじたくカレッジ」の開催や「みらいノート」(エンディングノート)の啓発も行います。また、障害のある本人の成長の記録や将来について、本人や親そして家族の思いを伝えるための「つなぐノート」についても、啓発を行います。

14 在宅介護保険事業のより質の高いサービスの提供

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、質の高い介護サービスの提供に努めます。本所・各支所を拠点として、居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、障害福祉事業、認知症対応型通所介護事業を展開し、ご利用者の尊厳を守り笑顔と誠実で心のこもったサービスの提供に努めます。また、安定した介護サービスの提供のため、介護人材の確保・育成と業務の効率化に努めます。

15 法人経営の活性化と職員の資質向上、財政基盤の強化

地域福祉推進の中核的役割を担う組織として、ガバナンス(管理体制)・コンプライアンス(法令順守)の強化や事業運営の透明性の確保、財務規律の強化を図り、経営の健全化や戦略的な事業推進に努めるとともに、社協活動について効果的な広報・広聴に努めます。また、人材マネジメント制度の導入やきょうと福祉人材育成認証制度の認定等を通じて、人材確保と職場定着、キャリアパス等による職員の育成を行うとともに、働き方改革による、夢と希望をもって働ける職場づくりに取り組みます。このほか、職員は、積極的に研修・講座に参加し、福祉専門職として豊かな地域福祉・在宅福祉を実現する専門的技術や幅広い知識・実践力の向上を図ります。

《具体的事業の展開》

事業ごとに年度目標を定めて効率的な事業の進捗管理に取り組みます。